

せいかつ ほご じゆきゆう みなさま
生活保護を受給されている皆様へ

せいかつ ほご じゆきゆう かた けんり ぎむ 生活保護を受給されている方の権利と義務について

せいかつ ほご さいていせいかつ いじ きゆうふ
生活保護は最低生活の維持のための給付です。

せいかつ ほご じゆきゆうしや けんり あた いっぽう ぎむ か
生活保護受給者には、権利が与えられている一方、義務も課せられています。

1 権利として保障されること

① 不利益変更の禁止（法第56条）

せいとう りゆう ほごひ へんこう
■正当な理由がなければ、保護費が変更されることはありません。

② 公課禁止（法第57条）、差押禁止（法第58条）

ほごひ う きんぴん ぜいきん さお
■保護費として受けた金品について、税金がかかることはありません。また、差し押さえられることもありません。

③ 不服申立て（法第64条）

ほごひ ないよう なつとく けつてい し ひ よくじつ かぞ かげつない みえけん
■保護費の内容に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に、三重県知事に対して不服の申し立て（審査請求）ができます。

2 義務として守っていただきたいこと

① 譲渡禁止（法第59条）

せいかつ ほご う けんり たにん ゆず わた
■生活保護を受ける権利を、他人に譲り渡すことはできません。

② 生活上の義務（法第60条）

せいかつ ほごひ さいていせいかつ ほしやう せいかつ むだ
■生活保護費は、最低生活を保障するものです。生活の無駄をなくし、生活の向上に努めてください。

■家賃や学費など用途を指定した保護費は、確実に支払ってください。

■活用できるものは、生活費に充てるようにしてください。

○資産、年金、手当、預貯金、生命保険、親・子・兄弟姉妹からの援助など

■働ける人はその能力に応じて働いたり、仕事をさがしてください。

■病気やけがを理由に働くことができない方は、医師の指示に従って治療に専念し、回復に努めてください。

■自動車を持ったり、借りたりして使うことは、原則認められません。

■生活保護受給中に借金することは認められません。

③ 指示等に従う義務（法第62条）

■自分の生活を安定させ、一日も早く自分自身の力で生活できるよう、努めてください。

そのために、福祉事務所から指示・指導を受けたときは、これに従ってください。適切な理由がなく指示・指導に従わないときは、保護を受けられなくなることがあります。



3 必ず届けなければならないこと（届出の義務 法第61条）

① 収入に関すること

- ◆ 収入が増えたり減ったりしたとき。（給与、賞与、年金、手当てなど）
- ◆ 臨時収入があったとき。（生命保険給付金、交通事故補償金など）
- ◆ 働いている人は毎月、働いてない人や収入がない人は3ヶ月に一度、収入申告書を届出してください。
※高校生などのアルバイト収入も必ず届け出してください。



② 生活に関すること

- ◆ 就職する、転職する、退職するとき。 ◆ 住所、家賃、地代又は世帯の状況が変わったとき。
- ◆ 入院や退院したとき。入院先が変わるとき。 ◆ 交通事故や、仕事中に事故にあったとき。
- ◆ その他、生活状況が変わったとき。 ◆ 年に一度、資産申告書を届け出してください。

4 保護費を返していただくことがあります

① 保護費の返還（法第63条）

- ◆ 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多くなった分は返していただきます。
- ◆ 急迫した事情などのため、資力があながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。（遡って受給した年金、交通事故の賠償金、医療給付金など）

② 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

事実と違う申請や、不正な手段により保護費を受け取ったときには、保護費を返していただきます。また、法律により罰せられることがあります。

5 免除や減額されるもの

- ◆ NHK放送受信料・ケーブルテレビ維持管理費（設置及び受信料の減免はありません）
- ◆ 市税（市県民税、固定資産税）、国民年金保険料、保育園・公立幼稚園の保育料

※届けなければならない事項がある場合や生活保護受給中に関して疑問等がある場合は、担当の地区担当員に相談してください。

伊賀市社会福祉事務所 生活支援課

TEL : 0595-22-9651・9652

FAX : 0595-22-9661 email : shien@city.iga.lg.jp

